

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤枝市長 北村正平

市町村名 (市町村コード)	藤枝市 (22214)
地域名 (地域内農業集落名)	瀬戸谷 (本郷、中里、市之瀬、蔵田、大久保、滝沢、滝之谷)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月 (第6回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- 農地は傾斜地と平地に大別され、傾斜地では茶、柑橘類、平地では水稲、野菜やイチゴの施設栽培、水稲の裏作でレタスなどを主体として営農している。
- 畑作では、季節ごとに、サツマイモ、ブロッコリー、トウモロコシ、エダマメ、イチジク、花き等が栽培され、地域内をはじめとする農産物直売所で販売されている。
- 営農者の高齢化による離農が進んでいる。
- 山間地のため、鳥獣被害の拡大に苦慮している。
- 分散している農地を担い手に集約していく必要がある。
- 営農者の減少により、農道やあぜ道の維持管理が困難になっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- 今後建設される「道の駅」を盛り上げるために、瀬戸谷のブランドとなる高付加価値のある農産物(茶、苺、柚子、レモン、さつま芋等)を増産し、収益を上げていく。
- 他分野の産業との連携により、お茶や柑橘、芋類を利用した6次産業化を推進する。
- 地域で、優れた農業者を守り育てていくために、安定的な販売先や、貯蔵施設について検討していく。
- 担い手に農地利用を集約していく。
- 耕作放棄地に対して、周辺の耕作者が環境の悪化をカバーできる仕組みづくりを地域で検討していく。(多面的機能支払交付金)
- 居住地としても魅力のある地区としていくため、農地として活用するところと保全していくところを分けて土地利用を検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	694 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	694 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- 農業振興地域内の農地を基本とする。
- 集落を残していくために、優良田園住宅として活用できる農地は対象区域から外していく。
- 傾斜地の農地で、過去に茶園やミカン園であったが、現状は荒廃しており、耕作再開が不可能な農地は対象区域から外していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1)農用地の集積、集約化の方針</p> <p>○中間管理事業を活用して、耕作者と耕作地、栽培品目が効率的になるように、受け入れ意欲のある担い手に集約していく。</p> <p>○新規就農者の育成において、地域は県、市、JAと連携して、就農しやすい環境を整える。</p>
<p>(2)農地中間管理機構の活用方針</p> <p>○農業委員会やJAと協力して、規模縮小や離農を検討している農家及び農地の情報や、受け手となる担い手の情報を集約する。</p> <p>○農地バンクの利用について、相談窓口や手続きなど詳細がわかるチラシ等を作成し、農地所有者に共有する。</p> <p>○耕作放棄の状態が続く前に、所有者の現状や農地維持の考え方を聞くことができる日常の声掛けや情報共有の機会をつくる。</p>
<p>(3)基盤整備事業への取組方針</p> <p>○整備が進められている農道整備を円滑に推進する。</p> <p>○茶園、果樹園、花き、野菜等の畑地として活用していく為の基盤整備を進める。</p>
<p>(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>○静岡県農業振興公社の持つ、地域内及び近隣市町や県外の担い手の情報提供により、多様な経営体の確保を図る。</p> <p>○新規就農者に対して、県、市、JAは十分な指導体制を確保するほか、初期投資の支援について検討する。</p>
<p>(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>○農作業等の請負について、JAが窓口となって請負組織・団体についての情報を収集、整理する。</p> <p>○収集、整理した担い手の情報について、農地所有者や高齢の耕作者に情報提供をしていく機会を作る。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input checked="" type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、シカ、カモシカ、アナグマ、ハクビシン、サル、ネズミ、モグラ、カラスなどの鳥獣害対策を進める。
- ②有機栽培農地と慣行栽培農地のゾーニングや有機栽培農地の団地化に向けた地域の話し合いを継続していく。
- ③施設栽培に、ICTを利用したスマート農業を利用できるように研究・検討を進める。  
ドローン導入による農作業の実情について、安全性や性能紹介を農業者のみでなく、農地周辺の住民に紹介する機会を設ける。
- ④販売利益が上がる栽培手法などを模索し、実行する。
- ⑤茶園やみかん園を維持するための作業道の整備を継続する。  
レモン、イチジク、イチゴ、有機茶などのブランド化に向けた取組を進める。新たに取り組む栽培等の初期投資を補助する取組を進める。
- ⑥燃料費の高騰による負担を軽減する支援を検討する。
- ⑦地域ぐるみで農地、農道を保全補修する活動を継続していく(多面的機能支払交付金)。
- ⑧年間通して、水を利用できる施設整備について検討する。